鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第6号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例施行規則(令和3年鴨川市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「条例第21条第2項に規定する」に 改め、同項を同条とする。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「さとうみ学校」を「鴨川市小湊さとうみ学校(以下「さとうみ学校」という。)」に改め、同項第1号及び第2号中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条第1項本文」を「第4条第1項本文」に改め、同条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号エ中「鴨川市体育協会」を「鴨川市スポーツ協会」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市内の小学校又は中学校が教育のために利用する場合 免除

第 14 条を第 13 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 18 条の前に次の 1 条を加える。

(指定管理者が行う業務に対するこの規則の適用に当たっての読替え)

第17条 条例第19条各号に掲げる業務を指定管理者が行う場合の第4条第1項及び第2項、第5条、第7条、第8条、第13条(第1項及び第2項を除く。)、第14条(第1項及び第2項を除く。)及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条(見出しを含む。)及び第14条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。別表を削る。

別記第1号様式中「第5条」を「第4条」に、 「鴨川市長」を

「鴨川市長 (指定管理者)」

1	利用年月日		年	月	日	時 分から		
			年	月	日	時 分まで		
2	利用施設				宿泊 有・無			
3	利用目的							
4	利用者区分	(市内・市外)						
5	利用人数							

を

6	利用設備		
7	使用料	施設使用料	円
		設備使用料	円
		計	円

Γ

	年	月		∃	時	分から		
	年	月		3	時	分まで		
		さとうみ学校			有・無			
		への宿泊						
		市内宿泊施設			有・無			
		への宿泊						
		宿池	白施設	1施設名				
	未就	7						
学児/		/ [中学	高校	大学	- 南兀-		
	小 学	2	生	生	生	一般		
	生							
市内	人		人	人	人	人		
市外	市外 人		人	人	人	人		
区分	区分 市内・市外				合計	人		
施	設使用:	料	円					
設	備使用	料	円					
計						円		
	市外区分施	年 未 学 小 生 市 内 人 施設備使用	年 月 さ へ 市 へ 宿	年 月 に さとうみ への宿泊 市内宿泊 宿泊施設	年 月 さとうみ学校への宿泊 市内宿泊施設への宿泊 市内宿泊施設名 未 就 学児/中学 店校 生生 生 生 大 大 人 大 大 大 大 大 大 大 大 市内 大 市内・市外 区分 市内・市外 施設使用料 設備使用料 設備使用料	年 月 日 時 さとうみ学校への宿泊 市内宿泊施設への宿泊 有・ 市内宿泊施設名 石油施設名 大学生生 大学生生 井 大学生生 大学生生 大学生 大学小生生生 大生生 大学生 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大		

に改める。

別記第2号様式中「第5条」を「第4条」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「第6条」を「第5条」に、「鴨川市長」を「鴨川市長

に改める。 (指定管理者)」

別記第5号様式及び別記第6号様式中「第8条」を「第7条」に、「鴨川市長」を「鴨川市長

に改める。 (指定管理者)」

別記第7号様式中「第9条」を「第8条」に、「鴨川市長」を (指定管理者)」 に改める。

別記第8号様式中「第10条」を「第9条」に改める。

別記第9号様式及び第10号様式中「第11条」を「第10条」に改める。

別記第11号様式及び第12号様式中「第12条」を「第11条」に改める。

別記第13号様式中「第13条」を「第12条」に改める。

別記第14号様式及び第15号様式中「第14条」を「第13条」に、「使用料」を「使用

「鴨川市長

料(利用料金)」に、「鴨川市長」を

に改める。 (指定管理者)」

料(利用料金)」に、「鴨川市長」を (指定管理者)」 に改める。

別記第 18 号様式、別記第 19 号様式及び第 20 号様式中「第 16 条」を「第 15 条」に、

「鴨川市長」を 「鴨川市長」を に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。